

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の利用料が **無償化** されました。

幼児教育・保育の無償化(預かり保育)の対象となるためには、子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。



対象者・保育料（利用料）

満3歳から5歳児（小学校就学前）までの全ての子どもたちの保育料（利用料）が無償化されます。

- 豊見城市が決定する保育料(利用料)とは別に、各施設が幼児教育の質の向上のために設定している費用や、食材料費、通園送迎費、行事費などは無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。
- 住民税所得割額77,101円未満の世帯の子どもと、第3子以降の子ども(小学校1～3年生及び認可保育所等に入所する兄弟が2人以上いる場合)については、副食費（おかず代）が免除されます。

預かり保育を利用する場合

預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、**保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。**

- **保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児**(小学校就学前)までの子どもの利用料が日額450円×利用日数を上限に無償化されます。
(※おやつ代等は無償化対象外です。)
- **満3歳**については保育の必要性の認定を受けた**住民税非課税世帯の子ども**を対象に、日額450円×利用日数が無償化されます。

※認定日より前に利用した料金や上限額を上回る料金は自己負担となります。

(算定例)

支払った金額 a	利用日数 b	上限額 c (b×450円)	無償化対象額 d (aとcの低い方)	実費負担額 a-d
8,000円	20日	9,000円	8,000円	0円
10,000円	20日	9,000円	9,000円	1,000円